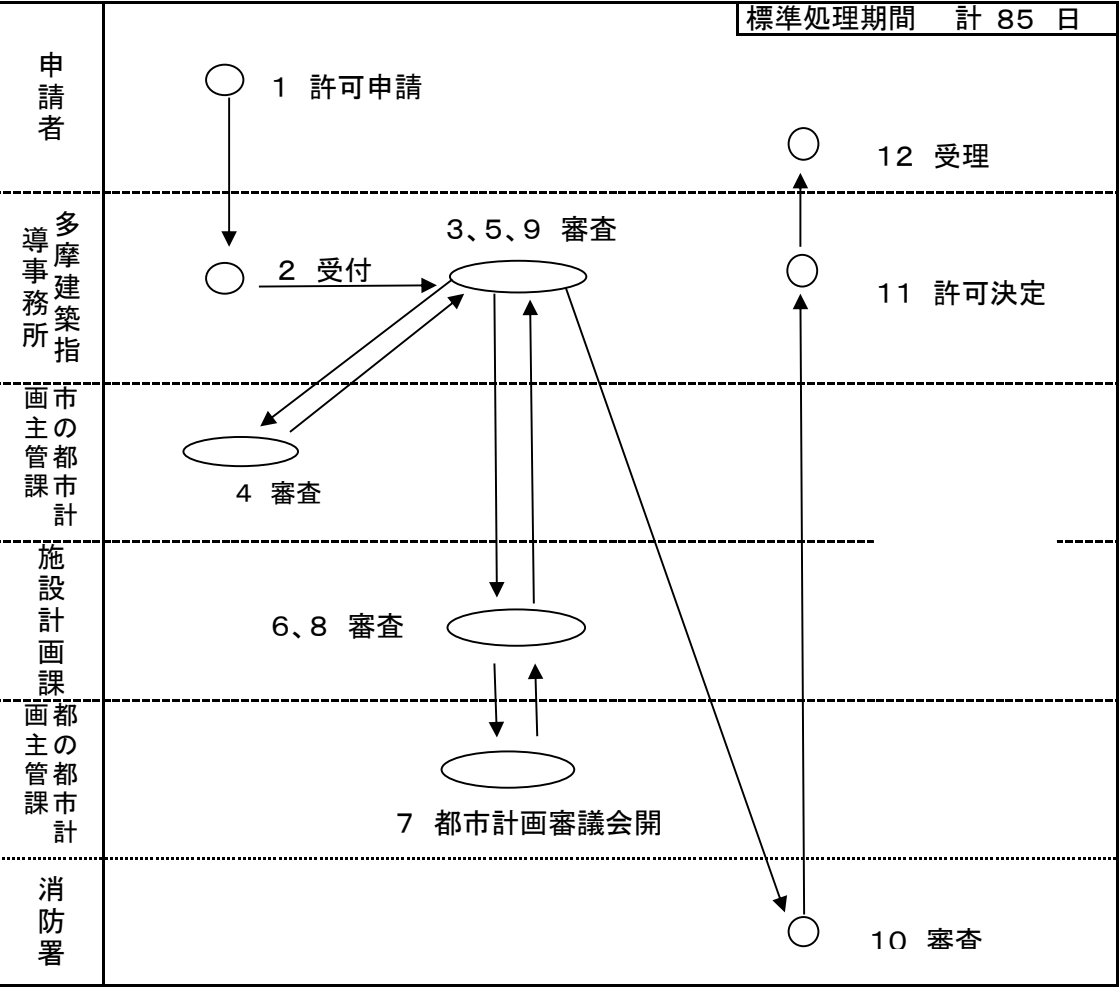


事務処理フロー図

事務名 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話042-548-2058
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話042-313-3382、33
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話0428-23-3692

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に応請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば、手数料を徴収の上、受け付けます。
3	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、区市町村に意見照会を行います。
4	審査	市町村長としての意見を決定したうえ、回答します。
5、9	審査	市町村長の意見を踏まえて、位置について都市計画審議会の議を経るため、付議を依頼します。
6、8	審査	都市計画審議会に付議することが相当であるかどうかの審査のうえ、同審議会へ付議します。
7	都市計画審議会開催	都市計画上支障がないか審査を行い、支障がない場合に議決します。
10	審査	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
11	許可決定・許可書交付	都市計画審議会の議を経て許可決定を行い、許可書を発行します。
12	受理	許可書を申請者に対し交付します。